

監第558号
平成30年10月30日

熊本県建設産業団体連合会
会長 土 井 建 様

土 木 部 長
(公印省略)

「平成30年第1回工事現場立入点検」の実施について（通知）

平素から、本県の土木行政の推進につきまして御協力をいただきありがとうございます。

さて、県発注工事の適正な施工の確保や不良不適格業者の排除を図ることを目的として、国土交通省が実施する施工体制全国一斉点検に合わせて、本年11月及び12月を「平成30年度第1回工事現場立入点検重点月間」と定め、別添実施要領により工事現場一斉立入点検を実施することとしましたので、通知します。

つきましては、会員の皆様への周知方よろしく申し上げます。

担当
土木部監理課建設業班 岡本
内線 6019
電話 096-333-2485
FAX 096-381-5404

平成 30 年度第 1 回工事現場立入点検重点月間実施要領

1 目的

本点検は、熊本県発注工事の適正な施工の確保や不良不適格業者の排除に向け、工事現場の施工体制の点検強化を図ることを目的とする。

2 実施時期

平成 30 年 11 月 1 日（木）から平成 30 年 12 月 12 日（水）まで

3 工事現場立入点検重点月間における取組み

各発注機関の長は、本要領に基づき工事現場への一斉立入点検を実施し、必要に応じて法令違反等に対し指導を行うとともに、点検結果を監理課宛て報告するものとする。

(1) 対象工事

点検対象工事は、発注実態を勘案しつつ、平成 30 年 11 月 1 日現在施工している工事で、次のいずれかに該当する工事を対象とする。

- ① 請負契約が 3,500 万円以上（建築一式工事については、7,000 万円以上）の工事。
- ② 通常の現場立入点検において法令違反若しくは不適切な事実が判明した工事又はその疑いが生じている工事
- ③ 発注者支援データベースにより現場配置技術者の専任等に疑義がある工事
- ④ その他、発注機関の長が指定する工事

※ ただし、請負者の責に帰することができない事由により、工事に着手できないことが設計図書に明示されている期間、工場製作期間、工事の全部を一時中断している期間又は工事が完成し、竣工書類作成等の事務手続きのみが残っている期間等の工事は除く。

(2) 点検者及び点検時の留意事項

- ① 点検者は、原則として対象工事の発注担当課（班）以外の者 2 名以上で構成すること。
- ② 点検は、原則として事前通告なし（抜き打ち）で実施すること。
- ③ 点検に当たっては、腕章・ヘルメット等を着用すること。

(3) 点検項目

点検項目は、「平成30年度施工体制に関する全国一斉点検調査要領」に基づく各点検項目とする。

なお、発注機関の長は、任意に点検項目の追加ができるものとする。

(4) 法令違反等に対する措置

点検において、法令違反又は不適切な事実を確認した場合は、「工事現場立入点検実施要領」（平成12年6月15日監第480号土木部長通知 平成27年3月23日一部改正）に基づき処理を行うこと。

(5) 報告

点検結果については、平成30年全国一斉点検調査結果集計様式等により、平成30年12月18日（火）までに土木部監理課までメールにより報告するものとする。

なお、全国一斉点検調査結果集計表については、本庁各部の所管工事ごとに分けて作成すること。また、法令違反等について、文書による指導を行った場合は、当該文書の写しを添えて提出すること。